（第２号様式）

伐採及び集材に係るチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 確認年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 伐採する者の氏名 |  |
| 作業委託先 |  |
| 森林の所在場所 | 京都市　　　　区 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 確認 |
| １　伐採の方法及び区域の設定  (1) 森林所有者に対し再造林の必要性を説明し、その実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。  (2) 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用し、保護樹帯や保残木を設定する。  (3) 伐採する区域の明確化を行う。  (4) 伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。 | □ |
| １　林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設  (1) 集材路・土場の作設は必要最小限にする。  (2) 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こす恐れがある場合は、架線集材とする。  (3) 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。  (4) 現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。  (5) 集材路の線形は、極力等高線に合わせる。  (6) ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。  (7) 集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。  (8) 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。  (9) 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。  (10) 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。  (11) 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、京都府森林作業道作設指針に基づく森林作業道として作設する。  (12) 幅員が3メートルを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1ヘクタールを超えていない。 | □ |
| ３　人家、道路、取水口周辺等での配慮  (1) 集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。  (2) 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。 | □ |
| ４　生物多様性と景観への配慮  (1) 希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。  (2) 集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 確認 |
| ５　切土・盛土  (1) 集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限にする。  (2) 切土高を極力低く抑える。盛土は枝条等が混ざらないよう注意し、しっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。  (3) 残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 | □ |
| ６　路面の保護と排水の処理  (1) 雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。  (2) 路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。 | □ |
| ７　渓流横断箇所の処理  (1) 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。  (2) 洗い越しは、大きな石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。 | □ |
| ８　作業実行上の配慮  (1) 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。  (2) 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。  (3) 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。  (4) 伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。  (5) 枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。  (6) 天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。 | □ |
| ９　事業実施後の整理  (1) 枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流への流出や林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。  (2) 集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。  (3) 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理し、撤去する。  (4) 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 | □ |
| 10　事業実施後の植林  伐採前の現況が針葉樹人工林である森林は、森林所有者等により森林管理が適正に行われることを前提とした次に掲げる森林を除き、伐採後に植林し、森林の適正な更新を図る。なお、次に掲げる森林に該当する場合であっても、天然更新による森林の適正な更新は必要となる。  (1) 伐採面積が1ヘクタール未満であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100メートル以内に存在する森林。ただし、伐採後に獣害対策のネット等を設置する場合に限る。  (2) 倒木の未然防止対策を目的とした0.1ヘクタール未満の伐採で、建物に隣接する森林 | □ |

注　伐採する者と作業委託先が共同で確認し、□に✓印を記入してください。